

空き家バンク住宅改修補助金



【制度の趣旨】

空き家の利活用を図り、本市への移住定住及び二地域間居住を促進するため、那須烏山市空き家等情報バンク制度を利用して空き家を取得した方に対して、当該空き家の改修費用の一部（最大20万円）を補助します。

【対象期間】

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。



【補助対象者】

- (1) 那須烏山市空き家等情報バンク制度実施規程第8条第2項の規定に基づく利用希望登録者で、令和6年4月1日以降に空き家バンク住宅を取得し、当該住宅の改修工事を行う方。（賃貸、空き店舗は対象外。）
- (2) 当該改修工事を行う者及びその世帯に属する者に市税及び使用料その他の市の税外収入金のうち市長が別に定めるものの滞納がないこと。
- (3) 国、県、市その他の地方公共団体から公共工事等に伴う移転補償費を受ける者でないこと。
- (4) 国、県その他の地方公共団体から当該空き家バンク住宅の改修工事にかかわる補助金等を受ける者でないこと。

【補助対象住宅】

- (1) 那須烏山市空き家等情報バンク制度実施規程第5条に規定する空き家等として登録され、補助対象者が取得した住宅、かつ、交付申請時において建築後5年を経過した住宅。
- (2) 補助対象者が令和6年4月1日以降に取得した空き家バンク住宅であること。
- (3) 不動産の登記がなされていること。
- (4) 店舗などの併用住宅は、自己居住部分のみが対象。
- (5) 過去5年以内において、空き家バンク住宅改修補助金、住宅リフォーム助成金、その他これらに類する補助金等を市から交付されたことがない住宅。
- (6) その他市長が適当と認める住宅。

【補助対象工事】

- (1) 市内に本社、支社がある会社又は市内に住所を有する個人事業者であり、市に入札参加資格者名簿又は小規模工事等契約希望者制度に登録した施工業者の工事であること。
- (2) 改修工事に要する費用から次に掲げる費用を除いた後の工事費（補助対象経費）が50万円以上（消費税等を含む）であること。
 - ア 人の居住の用以外の用に供している部分
 - イ 床、壁又は天井のいずれにも固定されない家具、家電製品その他物品の購入及び設置に要する費用
 - ウ 当該改修工事に対し、市から受けることができる他の補助金その他給付金
 - エ その他改修工事に要する費用に含めることが適当でないと市長が認める費用
- (3) 令和9年3月31日までに完了する改修工事であること。

【補助金額】

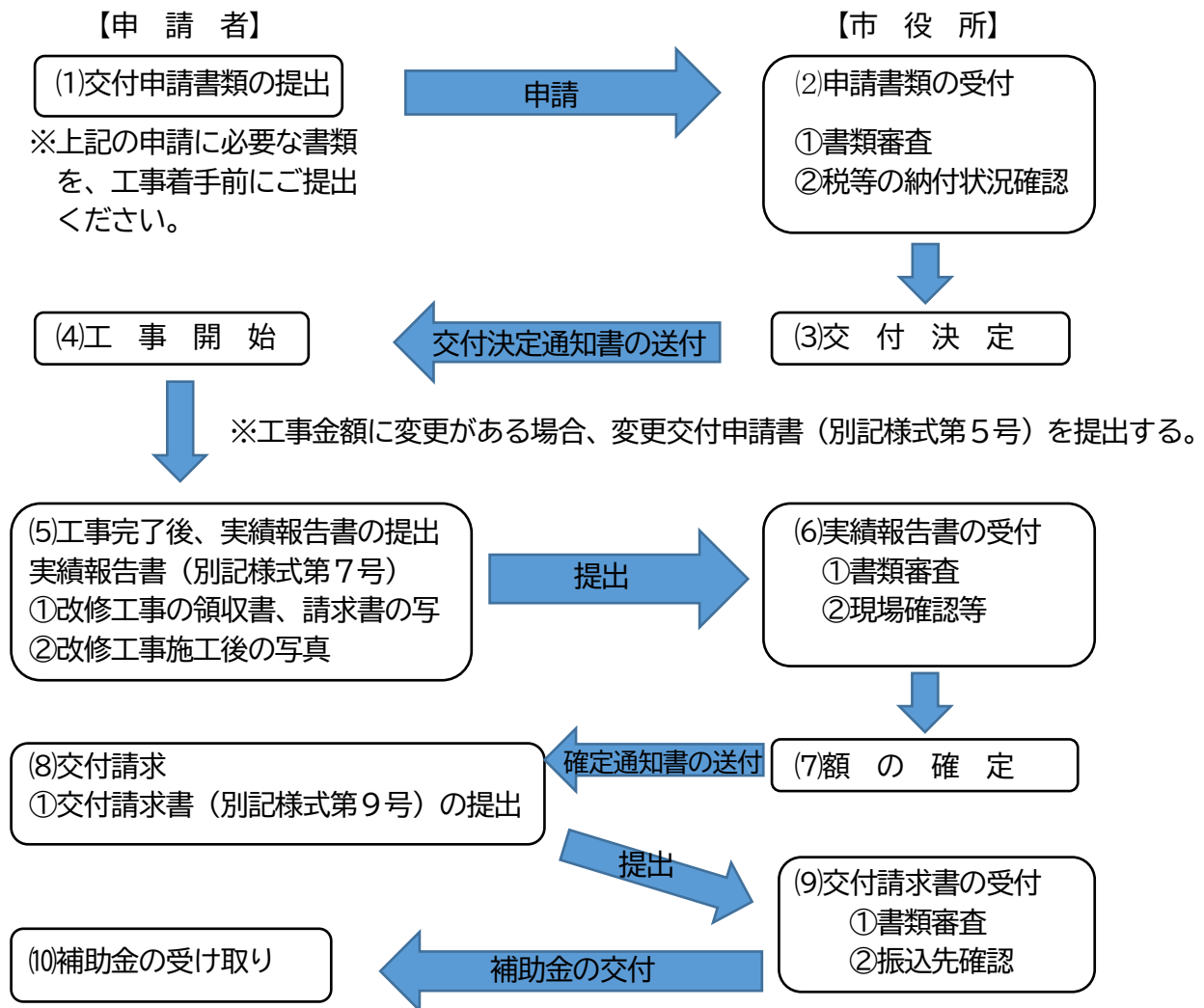
補助対象費用の10%以内の額。（最大20万円）

【申請に必要な書類】

※必ず、工事着手前に申請書をご提出ください。

- 交付申請書（別記様式第1号）
- 市税等納付状況確認承諾書（別記様式第2号）
- 補助対象住宅の売買の事実及び購入額、所有者が確認出来る書類の写
- 補助金対象となる建物及び土地の登記全部事項証明書の写
- 改修工事を行う住宅の位置図、平面図
- 改修工事に係る費用の見積書の写及び明細書
- 改修工事に着手する前の施行予定箇所の写真
- 通帳の写（口座情報を確認するため）
- その他市長が必要と認める書類

【手続きの流れ】



【問合せ先】

那須烏山市都市建設課 住宅グループ

TEL 0287-88-7118

E-mail toshikensetsu@city.nasukarasuyama.lg.jp

